

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和5年11月1日現在)

当院は保険医療機関の指定を受けている病院です。

1 入院基本料について

(1) 一般病棟

当病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

①朝8時00分から夕方16時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4名以内です。

②夕方16時00分から翌朝8時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24名以内です。

令和5年11月1日現在、看護師18人・准看護師6人・看護補助者7人を勤務配属し、基準以上の手厚い看護体制を整えています。

(2) 療養病棟

当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

①朝8時00分から夕方16時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6名以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は7名以内です。

②夕方16時00分から翌朝8時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は38名以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は38名以内です。

令和5年11月1日現在、看護9人・准看護師2人・看護補助者11人を勤務配属し、基準以上の手厚い看護体制を整えています。

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3 D P C対象病院について

当院は、「D P C対象病院」です。

当院の一般病棟では、診断群分類点数表を用いて、包括評価と出来高評価を組み合わせた計算を行います。

※医療機関別係数 1.1660（基礎係数 1.0395＋機能評価係数Ⅰ 0.0669＋機能評価係数Ⅱ 0.0596）

（平成24年厚生労働省告示第165号 別表 第三に掲げる病院）

4 明細書発行体制について

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致します。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

5 四国厚生支局長に下記の届出をおこなっております

(1) 入院時食事療養について

①入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

②適時（朝食：8時、昼食：12時、夕食：18時）、適温で提供しております。

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

・医師事務作業補助体制加算1	・医療安全対策加算2	・後発医薬品使用体制加算1
・情報通信機器を用いた診療に係る基準	・診療録管理体制加算1	・病棟薬剤業務実施加算1
・入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）	・機能強化加算	・せん妄ハイリスク患者ケア加算
・一般病棟入院基本料	・療養環境加算	・患者サポート体制充実加算
・地域包括ケア入院医療管理料1	・入退院支援加算1	・感染対策向上加算2
・療養病棟入院基本料1	・データ提出加算2口	・認知症ケア加算2
・療養病棟療養環境加算1	・救急医療管理加算	・排尿自立支援加算

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・糖尿病透析予防指導管理料	・薬剤管理指導料	・医療機器安全管理料1
・がん性疼痛緩和指導管理料	・がん治療連携指導料	・無菌製剤処理料
・糖尿病合併症管理料	・地域包括診療料1	・在宅がん医療総合診療料
・検体検査管理加算（Ⅱ）	・輸血管理料Ⅱ	・輸血適正使用加算
・外来排尿自立指導料	・CT撮影及びMRI撮影	・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
・外来腫瘍化学療法診療料2	・地域連携診療計画加算	・二次性骨折予防継続管理料2、3
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	・外来化学療法加算2	・導入期加算2及び腎代替療法実績加算
・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	・人工腎臓	・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
・別添1の[第14の2]の1の(2)に規定する在宅療養支援病	・集団コミュニケーション療法料	・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	・エタノールの局所注入（甲状腺）	・エタノールの局所注入（副甲状腺）
・下肢創傷処置管理料	・胃瘻造設時嚥下機能評価加算	・保険医療機関間の連携による病理診断
・医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術		
・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと運動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定		
・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと運動しない持続血糖測定器を用いる場合）		
・在宅酸素療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算		
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算		
・在宅時医学総合管理料及び施設入居等医学総合管理料		
・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算		
・酸素の購入単価 LGC 0.31円、大型ポンペ 0.42円、小型ポンペ 1.94円		

6 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書、診断書などにつきまして、その利用に応じた実費のご負担をお願いしております。

(1) 特別療養環境について

種類	病棟区分	病床数	部屋番号	料金/日（税込）	主な設備/備品
個室（1人部屋）	一般病棟	12	405 406 410 411	3,300円	有料テレビ、冷蔵庫 クローゼット、チェスト トイレ、シャワーユニット
			412 413 415 416		
			423 425 428 430		
	療養病棟	4	301 310 311 316		洗面台、インターネット回線

(2) 文書料および画像媒体料は別添資料を参照してください

(3) その他は別添資料を参照してください

(4) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

1日につき、2,272円（税込）を徴収させていただきます。

この期間の計算は、当院における入院期間だけでなく、他の医療機関に入院されていた期間も含まれますので、

過去、3ヶ月以内に医療機関に入院されていた患者さんは、入院手続き時に受付窓口にお申し出ください。

また、難病や重症等一定の状態にある患者さんについては、当該費用の請求対象とはなりません。